

件名：障害給付

請求人が昭和55年以降平成4年1月まで11年以上の長期間、標準報酬月額がそれほど低くない水準で概ね順調に推移し、途切れることなく職業上のキャリアを続けたことは無視しがたく、このような場合は、特段の事情等がない限り、社会的治癒があったものものと推定するのが相当。そうすると、請求人の慢性腎不全の初診日は平成4年1月13日となり、障害厚生年金の資格要件、保険料納付要件を満たすため、原処分を一部取り消し、3級の障害厚生年金を支給するものとする。

(平成17年11月30日裁決)

請求人 埼玉県 大〇 A男
昭和20年生
原処分をした保険者の機関
社会保険庁長官
審査の決定をした社会保険審査官
埼玉社会保険事務局社会保険審査官

主文 社会保険庁長官が、平成15年10月30日付で、再審査請求人に対し、障害厚生年金及び障害基礎年金を支給しないとした処分のうち、障害厚生年金に係る部分を取り消し、再審査請求人に対し、平成15年6月から障害等級3級の障害厚生年金を支給するものとする。

その余の本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害厚生年金及び障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、慢性腎不全(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成15年5月23日(受付)、社会保険庁長官に対し、障害厚生年金及

び障害基礎年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した。

2 社会保険庁長官は、平成15年10月30日付で、請求人に対し、請求人に係る当該傷病の発病日が昭和45年であることを提出書類では確認することができないとして、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、埼玉社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害厚生年金は、その障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は、当該他の傷病。以下、同じ。)の発病日が昭和61年4月1日前であり、かつ、その発病日において厚生年金保険の被保険者(以下「厚年被保険者」という。)であること、又はその障害の原因となった傷病の初診日が昭和61年4月1日以後であり、かつ、その初診日において厚年被保険者であることという要件を満たさない者には、支給されないこととされている(以下、これを資格要件という。厚生年金保険法第47条第1項及び第47条の2第1項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第67条及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第78条第1項によって読み替えられた厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第47条第1項及び第47条の2第1項)。

さらに、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、①当該被保険者期間に係る保険料納付済期間(昭和61年4月1日前の厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間等も、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60

年改正法」という。) 附則第8条第2項、同条第3項及び同条第9項並びに第48条第6項の規定により、保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間であった期間とみなされる。) と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるとき、または、②当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときでなければ、支給されないことになっている(以下、これを「保険料納付要件」という。厚年法第47条第1項、第47条の2第1項及び第2項並びに60年改正法附則第64条第1項)。

そうして、障害厚生年金は、上記二つの要件を満たしたうえで、請求傷病による障害の状態が、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に掲げる程度(3級)以上に該当する場合に支給される。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることになっている。

2 本件においては、社会保険庁長官が、請求に係る当該傷病の発病日は請求人が厚年被保険者であった昭和45年にあることを提出書類では確認することができないとして原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服として当該傷病の発病日は請求人が厚年被保険者であった間にあったと主張しているのであるから、本件における当面の問題点は、請求人の当該傷病の発病日又は初診日がいつであるかということであり、当該発病日又は初診日において前記資格要件が満たされているかどうかである。そして、上記資格要件が満たされている場合に、請求人の当該傷病による障害の状態が障害等級3級以上のいずれかの等級に該当するのかどうかである。

第4 審査資料

本件の審査資料は、次のとおり(資料5を除き、いずれも写)である。

資料1 B大学附属病院(以下「C医大」

という。)Dセンター(以下「Dセンター」という。)腎臓内科・中○秀○医師(以下「中○医師」という。)作成の次の各書面

1-1 本件裁定請求書に添付された診断書(平成15年5月8日付)

1-2 社会保険業務センターの照会に対する回答書(平成15年9月19日付。Dセンター作成の外来診療録(以下「Dセンター外来診療録」という。)の写添付。)

資料2 請求人作成の病歴・就労状況等申立書(平成15年5月23日付)

資料3 社会保険業務センターからの照会に対する、C医大神経内科・脳卒中内科・富○亮○医師作成の回答書(平成17年5月23日付)に添付された以下の書面
3-1 C医大神経内科・野○恭○医師作成の「御依頼」と題する書面(日付なし)

3-2 請求人に係る診療録(平成5年6月19日付で、同人の病歴に係る部分。病歴記載医師は、高○砂○医師)

資料4 請求人に係る厚生年金保険被保険者記録(資格画面)

資料5 当審査会委員長の照会に対する、株式会社E山○弘○作成の回答書(平成17年11月17日付)

資料6 甲健康保険組合作成の請求人に係る健康保険継続療養証明書(平成8年9月26日交付)

第5 事実の認定及び判断

1 前記審査資料及び公開審理期日における当事者の陳述によれば、以下の各事実を認定することができる。

(1) 請求人は、昭和43年4月、F株式会社(当時の社名は株式会社G。以下、「F会社」という。)に入社した。請求人は、その後間もなくして、H病院を受診して膀胱炎と診断されて約3か月間の入院治療を受け、J病院に転入院して約3か月間治療を受けた後、昭和45年にK病院に紹介転院し、当初は、月2回程度の通院治療を受け、昭和55年頃まで3か月～半年に1回

の検査通院を続けていたと、再審査請求書に添付された申立書で申し立てているが、これを立証する医証等は提出されていない。

一方資料2では、膀胱炎でH病院に入院したのは昭和45年とされ、その後転院したJ病院で腎疾患と診断されたと申し立てているが、同じく、これを立証する医証等の提出はない。なお公開審理期日において保険者代表(技官)は、膀胱炎の治療は通院治療が一般的であり、3か月間も入院することはあり得ないと陳述している。

(2) 本件裁定請求書に添付された診断書には、診断書作成医療機関における初診時(平成7年2月23日)所見欄に「25歳頃に血尿・蛋白尿を指摘され近医を受診」とあるが、上記診断書作成医である中○医師が作成した社会保険業務センターの照会に対する回答書に添付されたDセンター外来診療録には、大要、以下のような記載がある。

平成7年2月23日

主訴：窒素血症、腎血管性高血圧症

現病歴：20歳時(「20歳時」を丸印で囲み、平成15年5月8日、中○医師記入と認めうる、「本人より25歳時との申し入れがあり、25歳時、昭和45年頃と変更」との書込あり。)に尿蛋白・血尿出現し、3か月H病院入院。K病院に転院し、生検ですでに腎臓が悪いと言われていた。

平成5年～神内(注：神経内科の意。以下同じ。)にて高血圧、右片麻痺(脳梗塞)にて通院。

平成5年6月19日～神内入院、腎血管性高血圧症と診断されているが、平成7年1月7日、データチェックにてBUN32、Cr1.9…にて依頼となる。

既往歴：21歳：慢性糸球体腎炎?

(3) 資料3-1によれば、請求人は「20歳の頃糸球体腎炎の既往があり」とされ、同3-2には、「腎炎(21

歳～)」と記載されている。後者について請求人は、21歳当時は大学生であり、看護師の聞き間違いと思われると、述べている(請求人の陳述)。

(4) 請求人は、F会社時代に腎炎で会社を1年間休んで、健康保険法による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)を受給して同社を退職し、その後、H株式会社を経て昭和51年1月9日、株式会社E(入社当時の名称はI株式会社。以下「I会社」という。)に入社し、平成5年9月20日に退職するまで、同社で勤務をした。なお、F会社時代に傷病手当金を受給したことの確認は、当時の資料が廃棄されているため、確認できなかった(請求人の陳述、本件裁定請求書の記載及び資料4)。

(5) 請求人の申し立てるところによれば、F会社退職後の昭和48年に腎生検のためK病院に1か月入院し、その後3か月から半年に1回程度腎機能をみるために通院していたが、I会社で工場勤務から○○の営業に変わって仕事が忙しくなったので、昭和55年からは通院もしなくなった。平成4年1月6日に脳梗塞で倒れるまでは、普通のサラリーマン生活を送り、年に1回か2回風邪で休む以外はI会社を休むこともなかった。なお、I会社における請求人の勤務状況(病休の取得状況等)及び健康状況については、同人が退社後12年以上経過しているため、客観的な書証、同僚の証言等で肯定、否定いずれも確認することができなかった(請求人の陳述、再審査請求書に添付された申立書の記載、資料2及び同5)。

(6) 資料4によると、請求人に係る厚生年金保険の被保険者資格の得喪状況は次のとおりである。

資格取得年月日	資格喪失年月日
昭和43年 4月 1日	昭和46年 1月31日
昭和46年 3月29日	昭和50年12月26日

昭和51年 1月 9日 平成 5年 9月21日

なお、I会社時代の請求人の標準報酬月額、昭和51年1月9日に12万6千円で入社以来、2回の例外（昭和57年4月に一度に6万円上がったが同10月に2万円下がる、同60年4月に8万円引き上げられ、その6月後に6万円引き下げられ、さらに1年後には2万円引き下げられて元の水準に戻ったこと）を除き、ほぼ順調に推移し、同人が脳梗塞を発症した平成4年1月以降も引き下げられることなく、退職時には38万円となっていた。

(7) 請求人に係る健康保険継続療養証明書（資料6）によれば、同人は腎性高血圧症（注：腎不全と同一傷病）で療養の給付が平成4年1月13日に開始されており、資料3-2によれば、同人が同日に右片麻痺が来てL病院に入院し、血圧240/140、1か月後も180/90、右上下肢の痺れはとれたので退院したとの記載があり、L病院で腎性高血圧症と診断されたことが窺われる。

2 前記認定された事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 初診日又は発病日に関する証明資料は、これらが障害給付の受給権発生の基準となる日とされている趣旨からいって、直接これに関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような客観的で証明力の高いものでなければならぬと解される。請求人は、当該傷病の発病日を昭和45年頃と申立てているところ、このことを裏付ける上記のような客観的で証明力の高い資料は提出されていない。

そうして、Dセンター外来診療録によると、平成7年2月3日付で、20歳時に尿蛋白・血尿出現して3か月H病院に入院したと記述されているところ、請求人の申入れにより、平成15年5月8日付で、これが25歳時

と変更され、また、資料3-1も20歳頃の糸球体腎炎の既往を記述し、資料3-2では請求人の腎炎の発症は21歳とされている。一方、請求人の申立内容は、前記1の(1)から分かるように、一貫性に欠けるところがある。

以上のことから、当該傷病の発病日は、前記第3の1の障害厚生年金の資格要件に欠ける、請求人20歳から21歳にかけての大学生時代（昭和40年から同41年）頃にあったといわざるを得ない。

(2) ところで、社会保険の運用上、医学的には当初の傷病が治癒していない場合であっても、社会的治癒と認められる状況が認められるときは、再度発病したものとして取り扱われる。この社会的治癒があったといい得るためには、当該傷病につき医療を行う必要がなくなり、相当期間通常の勤務に服していることが必要とされている。

そこで、本件の場合、この社会的治癒があったかどうかを検討すると、請求人の申立によれば、昭和48年以降当該傷病での検査通院の間隔が間遠になり、同55年以降は仕事も忙しくなって全く通院しなくなったとのことである。請求人の検査通院をしなくなったという主張が、当該傷病につき医療を行うことを必要としなくなったことを意味するものかどうかについては、これを客観的に立証するものもないが、一方、これを積極的に否定するものもない。また、昭和55年以降請求人が通常の勤務をこなしていたかどうかについても、前記1の(5)にあるように、1会社の請求人に係る勤務記録、同僚の証言等があるわけではない。しかしながら、昭和55年以降平成4年1月までの11年以上の長期間、多少の標準報酬月額の変動はあるとしても、それがそれほど低くはない水準で概ね順調に推移し、途切れることなく職業上のキャリアを続けたと言うことは無視しがたい事実である。

このように長期間、キャリアを中断することなく勤務を続けていた場合には、当該傷病につき医療を行う必要が明らかであったことを示す特段の事実とか、勤務内容が通常とはいえないことを示す特段の事情等がない限り、社会的治癒があったものと推定するのが相当である。

- (3) そうすると、当該傷病再発後の初診日は、前記1の(7)から、平成4年1月13日となり、前記1の(6)から、障害厚生年金の資格要件を満たし、前記第3の1の保険料納付要件も満たす。また公開審理期日において、保険者代表は、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は障害等級3級の程度に該当すると申し述べている。

とすれば、請求人に障害厚生年金をも支給しないとした原処分は妥当でなく、取り消すべきであるが、本件再審査請求のうちその余の部分は理由がなく、棄却すべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。